

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊長 荒木 渉

下記のとおり、一般競争入札の実施のため、関係事項承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 鉄屑（級外）ほか1件 内訳書のとおり
- (2) 搬出(引渡)場所 陸上自衛隊与那国駐屯地
- (3) 搬出(引渡)期限 代金納付の日から5日以内（令和7年9月30日（火）までに搬出）
- (4) 代金納付期限 令和7年9月30日（火）

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）**「物品の買受け」「C」**等級以上の格付けを有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から**「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」**に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 入札参加者心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。尚、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとみなす。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊与那国駐屯地第442会計隊事務室
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

4 現場説明会実施の日時及び場所等

実施しない。但し、現場確認を行いたい場合は別途調整するものとする。

5 入札実施の日時及び場所

- (1) 日 時：**令和7年6月11日（水）10時00分**
- (2) 場 所：陸上自衛隊与那国駐屯地 第442会計隊入札室

6 入札の方法

- (1) 総額とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税相当額を含めた**金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書には内訳書を添付すること。ただし、再度入札の場合は、後日郵送等により提出することができる。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除。ただし、落札者が契約を結ばないときは、**落札金額の100分の5以上**に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金： 免除。ただし、契約者が契約を履行しないときは、**契約金額の100分の10以上**に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延倍償： 遅延部分1日につき、**契約金額の1000分の1以上**に相当する金額を徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い場合
- (5) 電報、電話による入札
- (6) 郵便等による入札で指定した時間までに到着しない場合

9 落札決定方法

- (1) 総額として予定価格以上での最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
なお、落札となるべき最高価格入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札金額をもって契約金額とする。

10 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書を**陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式**により遅滞なく提出する。
- (2) 適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

11 代金納入

- (1) 納入期限：**令和7年9月30日（火）**（細部は落札者と調整の上決定する）
- (2) 納入場所：第442会計隊 出納窓口

12 注意事項

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合
はすべて買受人の責任において処理すること。
- (3) 売払物品の使用等に際して必要になる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

13 その他

- (1) 入札に参加する場合、**令和7年6月9日（月）12時00分**までに連絡をするものとするとともに入札開始前までに「**資格審査結果通知書**」の写しを提出するものとする。
- (2) 代表者等の代理人が入札する場合、入札時に「**委任状**」を提出するものとする。
- (3) 郵便による入札は、封書に会社名、入札日時、件名を明記し、「**入札書在中**」と朱書した上で、**令和7年6月10日（火）17時00分必着**で下記の宛先へ書留等で郵送するものとする。尚、**必ず事前に郵送により入札する旨の連絡を電話により行う**ものとする。
- (4) 入札書の提出をもって、「**暴力団排除に関する誓約事項**」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記のとおり誓約事項を入札書に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

- (5) 初度入札で落札者がいない場合は再度入札の時期を別途連絡する。
- (6) **令和7年6月9日（月）17時00分**までに市場価格調査書を提出すること。
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (10) 搬出の際、官側の支援は一切ないものとし、買受人の責任の下に作業を完了させること。

14 連絡先

〒907-1801

沖縄県八重山郡与那国町字与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地

電話0980-87-3771 FAX0980-87-3779

入札及び契約に関する事項の問い合わせ

第442会計隊 担当：山本（内線347）

売払品に関する事項の問い合わせ

与那国駐屯地業務隊 補給科補給班 担当：丸山（内線324）